

みなし登録電気工事業者の証明

みなし登録電気工事業者が電気工事業開始を届出していることの証明が必要な場合、提出してください。

| 提出書類 | みなし登録電気工事業者の証明 |
|----------------|----------------|
| 証明願（県提出用及び証明用） | ◎ |
| 手数料410円（県証紙） | ◎ |

◎印の書類が必要です。

各提出書類においては、氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができます。この場合は、署名は必ず本人が自署してください。

(県提出用)

県 証 紙 貼 付 欄 (410円分) (消印を押さないでください)

証 明 願

令和 年 月 日

和歌山県知事 殿

住所

氏名又は名称

法人にあつては代表者の氏名

連絡先Tel

下記のとおり、電気工事業の業務の適正化に関する法律（昭和45年法律第96号）第34条第4項に基づく電気工事業開始届を届出していることの証明をお願いします。

記

- 1 建設業法第3条の規定による許可を受けた年月日及び許可番号
- 2 電気工事の種類
- 3 みなし登録番号
- 4 営業所名称及び所在地

上記のとおり相違ないことを証明します。

年 月 日

和歌山県知事 岸 本 周 平

(証明用)

証 明 願

令和 年 月 日

和歌山県知事 殿

住所

氏名又は名称

法人にあつては代表者の氏名

連絡先Tel

下記のとおり、電気工事業の業務の適正化に関する法律（昭和45年法律第96号）第34条第4項に基づく電気工事業開始届を届出していることの証明をお願いします。

記

- 1 建設業法第3条の規定による許可を受けた年月日及び許可番号
- 2 電気工事の種類
- 3 みなし登録番号
- 4 営業所名称及び所在地

上記のとおり相違ないことを証明します。

年 月 日

和歌山県知事 岸 本 周 平